

3 . 景観的配慮の基本理念

防護柵は、衝突車両の路外逸脱防止や進行方向復元等の機能を有する交通安全施設であると同時に、他の道路付属物と同様、道路景観を構成する要素でもある。交通安全の観点からも景観的な観点からも、防護柵を必要としない道路構造が理想であるが、現実的には設置を必要とする区間も多いため、その景観的な配慮が必要かつ重要である。

以下に、道路景観全体の向上を図る観点から、防護柵の景観的配慮の基本理念をまとめた。防護柵の設置にあたっては、この理念をもとに、設置箇所の景観の特徴を踏まえ、適切な対応を図ることが基本である。

なお、防護柵の景観的配慮にあたっては、安全性、経済性についても十分に検討した上で実施することが基本である。

(1) 代替策も含め防護柵の必要性を十分に検討する

道路景観の主役は、沿道に展開される景観(自然風景、街並み等)であり、防護柵の設置は景観形成上好ましいことではない。これまでの設置事例の中には、必ずしも防護柵としての機能が求められない場所に設置されている例や、防護柵以外の施設で代替可能な例もみられる。

道路交通の安全確保に際し、必ずしも防護柵としての機能が求められない場所には防護柵を設置しないことが基本である。また、防護柵の設置が求められる場所においても景観に優れた他施設(縁石や駒止め、植樹帯)による代替の可能性を検討すべきである。なお、道路の新設時、改築時において道路構造を検討する際には、安全性や経済性の検討に加えて、景観的配慮を行うことが基本である。この段階における防護柵の景観的配慮は、防護柵の設置を必要としない道路構造を検討対象とすることである。

(2) 構造的合理性に基づいた形状とする

「防護柵の設置基準」が構造規定から性能規定に改められたことにより、ビーム等の主要構成部材の形状や大きさ、位置等を工夫した新たな形状の防護柵が今後開発されることが予想される。

防護柵は、車両の路外逸脱防止、衝突車両の進行方向復元等の、施設本来の機能面での目的を有している。特に車両用防護柵の場合、何故そのような形状なのかという理由(構造的合理性)がわかりやすいものが、利用者の安心感等に結びつき、かつ実

用物としての存在意味を理解しやすい。

防護柵の景観的配慮においては、これらの本来的な機能を満足させる防護柵らしい形、つまり構造力学的な合理性を有する形状とすることが基本である。

(3) 周辺景観との融和を図る

道路景観の主役は、沿道に展開される景観である。防護柵の景観的配慮においては、防護柵自体が道路景観の中において目立たず、周辺景観に融和し、風景の一部として違和感なく存在し得るような形状・色彩の工夫を行うことが基本である。

(4) 近接する他の道路付属物等との景観的調和を図る

道路空間には防護柵以外にも、照明柱、標識柱等の道路付属物や、信号柱等の道路占用物が設置される。道路全体の景観を向上させるためには、歩行者や自動車の運転手や同乗者等の視点の近くにあるこれらの施設の扱い方がきわめて重要な事項であり、防護柵の景観的配慮においては、これら施設との景観的調和を図ることが基本である。

また、施設同士の組み合わせによる形状・色彩の関係性が整うように関連施設をシステムとしてデザインすることも重要である。

(5) 人との親和性に配慮する

歩車道境界に設置される車両用防護柵や歩行者自転車用柵は、歩行者が防護柵を直接接触れることも想定される。歩行者の利用がある場合には、ボルト等の突起物、部材の継ぎ目等により歩行者に危害を及ぼすことのない形状とすることが基本であり、また心理的に危険や不快感を感じるような形状も避けることが望ましい。

さらに、特に歩行者の利用が多い場所においては、防護柵の手触り感の向上等、人が身体感覚的に受け入れやすいような配慮を行うことが望ましい。